

## 菊川市立総合病院売店等運営に係る仕様書

令和8年1月13日

### 1 病院の概要

- (1) 名 称 菊川市立総合病院
- (2) 所 在 地 静岡県菊川市東横地1632番地
- (3) 許可病床数 256床（一般病床 198床 精神科病床 58床）
- (4) 平均患者数 入院 187人/日 外来 505人/日（令和6年度実績）
- (5) 職 員 数 約450人（委託職員を含む。令和7年4月）
- (6) 外来休診日 土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日、および12月29日から1月3日
- (7) 面会時間 午後2時～午後8時

### 2 事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

### 3 物件概要

売店 : 106.5m<sup>2</sup>（イートインスペース含む）  
自動販売機：4カ所（計 約8 m<sup>2</sup>）、マスク販売機2カ所

### 4 事業者費用負担等

- (1) 行政財産の目的外使用料：令和8年度17,785円/m<sup>2</sup>（イートインスペースおよび病院が必要とするマスク販売機、ごみ箱分面積は目的外使用料算定対象面積としない。）ただし、営業初年度は無償とする。2年目以降の目的外使用料は直近の営業状況から減免申請ができるものとする。
- (2) 光熱水費（電気、水道）病院の指定する期日までに納入すること
- (3) 売店の施設設備費・備品費（なお、整備にあたっては事前に病院の承認を得ること。）
- (4) 電話・インターネット設備設置費および回線使用料
- (5) 廃棄物の処分費・清掃業務費
- (6) 貸付スペースに係るセキュリティ経費
- (7) 売店運営に伴い必要となる法令手続等
- (8) 契約の終了に伴う貸付施設・設備・備品の原状回復費
- (9) 自動販売機の設置および撤去に要する費用
- (10) その他必要経費

### 5 使用許可期間等

- (1) 使用許可期間：令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。ただし、毎年の使用許可を条件とする。
- (2) 使用許可の取消しまたは変更：次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消しまたは変更する場合がある。

- ・不測の事態により公用、公共用に供する目的で、使用許可物件が必要となったとき。
- ・事業者が使用許可条件に違反する行為があった場合。
- ・本募集における応募資格要件に虚偽があったとき。

## 6 売店の運営条件

- (1) 平日を営業日とする。ただし、休日が4日以上連続するときには可能な限り営業できるよう調整を行うこと。
- (2) 営業時間は、平日8:30～15:00を必須とする。
- (3) 一般商品以外に、病院が指定する診療材料を取り扱うこと。また、アルコール類、タバコ類、その他病院が療養に不適切と定めたものの販売はしないこと。
- (4) 一般的な相場価格を大きく上回ることがないこと。
- (5) 店舗内または隣接した場所に、店舗で販売した商品から発生する廃棄物を回収できるごみ箱を設置し、管理すること。
- (6) 大規模災害時における物資の提供等、病院に対する協力体制を整えること。
- (7) 可能な限りキャッシュレス決済に対応すること。
- (8) 人間ドック受診者用の定額購入チケットに対応すること。(令和6年度実績1,038人)
- (9) 病院職員による入院患者用診療材料等の掛売りに対応すること。
- (10) 売店利用者および病院スタッフのニーズの把握に努めるとともに、病院と協議のうえ、可能な限り運営改善に努めること。
- (11) 店舗およびイートインスペース内の清掃に努めること。
- (12) 店舗内レイアウトは車椅子等の利用者に配慮すること。

## 7 自動販売機運営条件

- (1) 設置場所 下記の場所へ条件を付した自動販売機の設置を認める。

No.	階	面積	条 件
1	1階	5.0m <sup>2</sup>	経口補水液、ミネラルウォーターを販売品目に入れること。 1台以上は災害時に無償提供できる機能を付すこと。
2	2階	1.0m <sup>2</sup>	
3	3階	1.0m <sup>2</sup>	ミネラルウォーターを販売品目に入れること。
4	4階	1.0m <sup>2</sup>	ミネラルウォーターを販売品目に入れること。
	1階	—	【正面玄関】 大人用マスク、子供用マスク販売機 【時間外入口】 大人用マスク、子供用マスク販売機

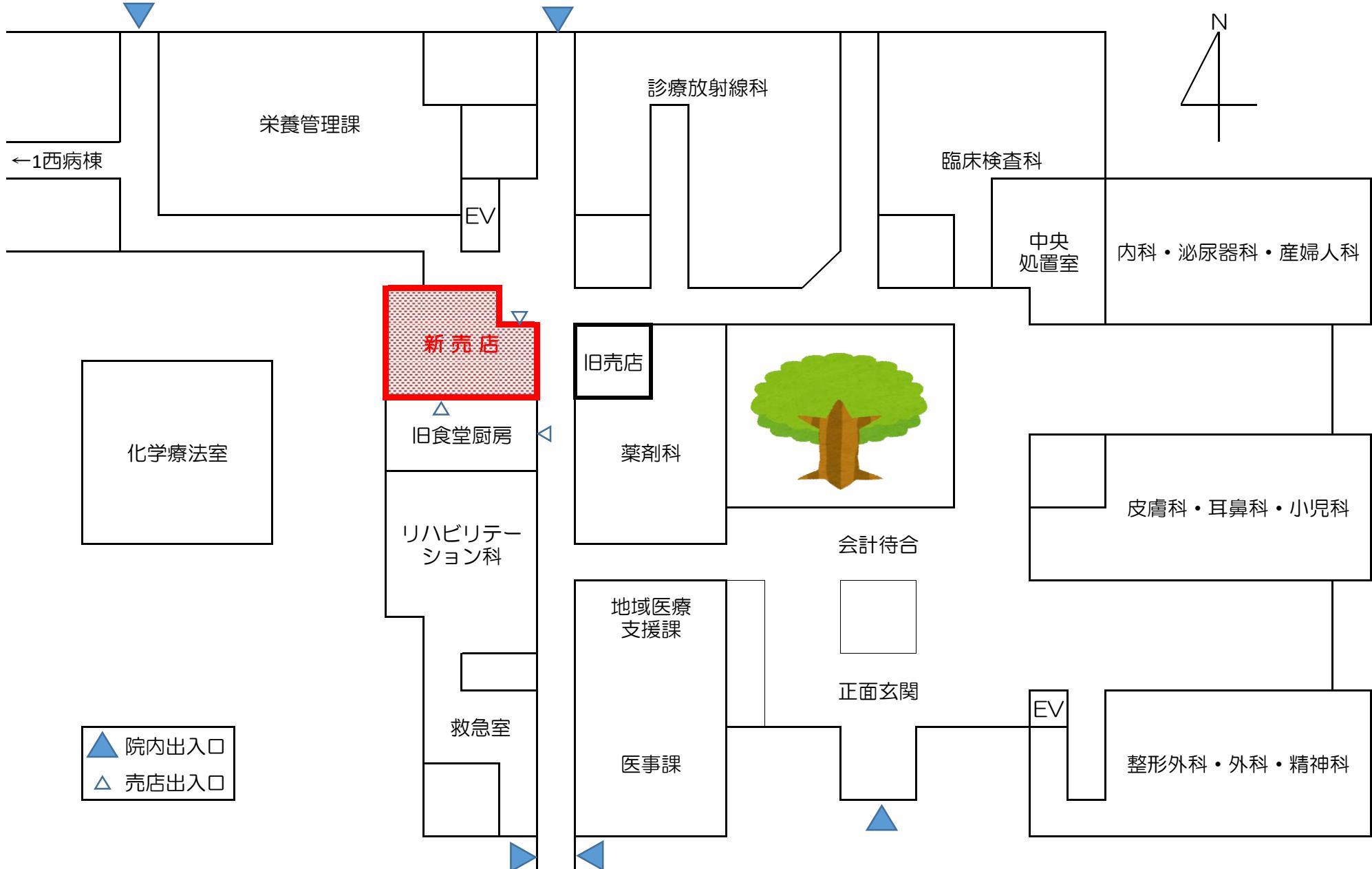
- (2) 自動販売機設置場所ごとに、販売機から発生した廃棄物を回収するごみ箱を設置し、常に清潔に保つよう適切に回収および処理すること。なお、設置自動販売機以外からの廃棄物が投入された場合についても、事業者の責任において処理すること。
- (3) 自動販売機の設置にあっては、必ず転倒防止措置を行うこと。
- (4) 自動販売機ごとに故障、問合せおよび苦情についての問合せ先を明示し、対応すること。

- (5) 療養にふさわしくない商品（タバコ。アルコール類等）を販売しないこと。
- (6) 販売価格は相場を上回らないこと。
- (7) 可能な限りキャッシュレス決済に対応すること。

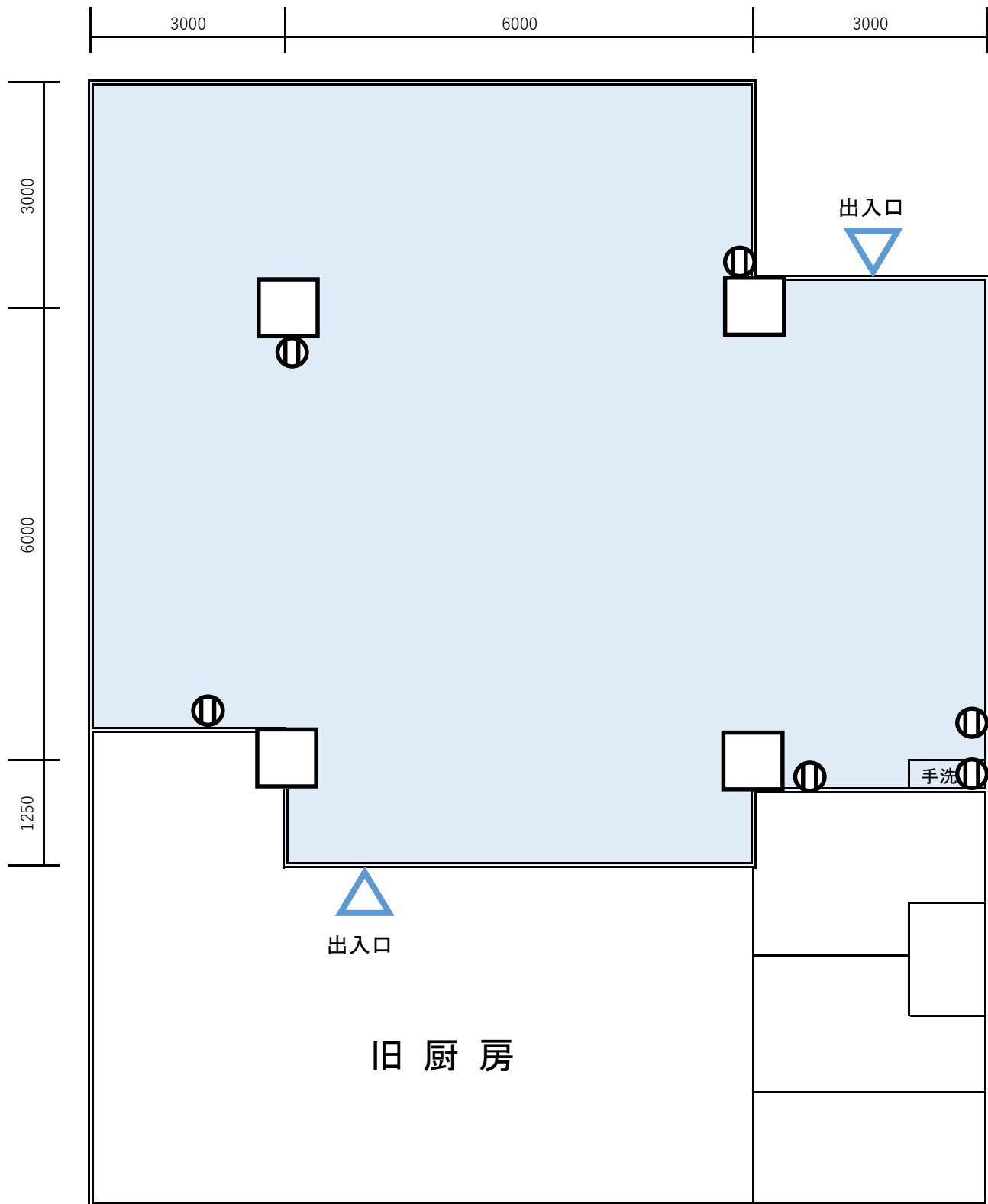
## 8 その他

- (1) 事業者は、事業を管理し病院と連携を図る者を1名以上配置し、病院へ届け出ること。
- (2) 事業従事者は病院内の業務であることを自覚して、清潔感のある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。また、事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発および実施に努めること。
- (3) 事業者は、事業従事者の感染対策に十分配慮すること。
- (4) 事業者は、営業権を第三者に譲渡または転貸してはならない。ただし、営業にあたり企画提案書に記載した申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、契約締結後に自らの責任において、診療材料の取扱い実績のある院内売店を営業するフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとする。
- (5) 利用者からの苦情等については、誠意をもって対応し、その内容および対応状況を遅滞なく病院に報告すること。
- (6) 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他関連法令を遵守すること。
- (7) 営業により生じた廃棄物については、事業者の責任において処理すること。
- (8) 病院が行う管理運営上の要請に全面的に協力すること。（電気設備点検、修繕工事等）
- (9) 病院設備における不具合等が発生した場合には速やかに報告すること。
- (10) 期間満了等により、次期事業者に引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力すること。

## 売店レイアウト図



# 売店寸法図



● 100Vコンセント